

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定により、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第一条の二 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(令二条例一四・追加)

(登録)

第二条 県内(大分市の区域を除く。)において浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、**第二項**の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否がなされないときは、従前の登録は、**同項**の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平九条例七・一部改正)

(登録の申請)

第三条 **前条第一項**又は**第三項**の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)

五 営業区域(一の市町村を単位として、浄化槽保守点検業を営む区域をいう。以下同じ。)に係る市町村の名称

六 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する営業区域に係る市町村の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 申請者が**第五条第一項第一号**から**第六号**までに該当しないことを誓約する書類

二 **第九条第四項**に規定する器具の明細を記載した書類

三 営業区域ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

四 その他規則で定める書類又は図面

(平二四条例一七・令二条例一四・一部改正)

(登録の実施等)

第四条 知事は、**前条第一項**の規定による申請書の提出があつたときは、**次条第一項**の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、**前条第一項各号**に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、**前項**の規定により登録したときは、その旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村の長に通知するものとする。

3 知事は、**第一項**の浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第五条 知事は、申請者が**次の各号**のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 **第十二条第一項**の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

三 **第二条第一項**又は**第三項**の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが**第十二条第一項**の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 **第十二条第一項**の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が**前各号**又は**次号**のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち**前各号**のいずれかに該当する者があるもの

七 **第九条第一項**、**第二項**又は**第四項**に規定する要件のいずれかを欠く者

2 知事は、**前項**の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(平二四条例一七・令二条例一四・一部改正)

(変更の届出)

第六条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、**第三条第一項各号**に掲げる事項に変更があつたとき(**前項**に該当する場合を除く。)は、規則で定めるところにより、当該変更の日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 **第四条第一項**及び**第二項**並びに**前条**の規定は、**前二項**の規定による届出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第七条 浄化槽保守点検業者が、**次の各号**の一に該当することとなつたときは、**当該各号**に掲げる者は、その日(**第二号**の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 浄化槽保守点検業を廃止したとき。 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

二 死亡したとき。 その相続人

三 法人が合併により消滅したとき。 その役員であつた者

- 四 法人が破産により解散したとき。 その破産管財人  
五 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。 その清算人  
(登録の抹消)

第八条 知事は、[前条](#)の規定による届出があつたとき([同条](#)の規定による届出がなくて[同条各号](#)の一に該当する事実が判明したときを含む。)、又は登録がその効力を失つたときは、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、[前項](#)の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該登録を抹消された浄化槽保守点検業者の営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知するものとする。  
(営業所の設置等)

第九条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、[第二条第二項](#)の有効期間ごとに一回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修として規則で定めるものを受けさせなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、[第一項](#)、[第二項](#)又は[前項](#)のいずれかに抵触する場合は、二週間以内に[当該各項](#)の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つた場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(令二条例一四・一部改正)

(標識の掲示)

第十条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、その見やすい箇所に、氏名又は名称、登録番号その他の事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十一条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに帳簿を備え、規則で定めるところにより、その業務に関し必要な事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第十二条 知事は、浄化槽保守点検業者が[次の各号](#)の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により[第二条第一項](#)又は[第三項](#)の登録を受けたとき。

二 [第五条第一項第一号](#)、[第三号](#)又は[第五号](#)から[第七号](#)までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 [第六条第一項](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 [前三号](#)に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 知事は、[前項](#)の規定による処分を行おうとするときは、[大分県行政手続条例\(平成七年大分県条例第三十号\)第十三条第一項](#)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 [第一項](#)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

4 知事は、[第一項](#)の規定による処分を行つたときは、その理由を示して、その旨を当事者及び営業区域であつた区域又は営業区域を管轄する市町村の長に通知するものとする。

(平七条例三〇・一部改正)

(報告徴収、立入検査等)

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 [前項](#)の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 [第二項](#)の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第十四条 申請者は、[大分県使用料及び手数料条例\(昭和三十一年大分県条例第二十七号\)](#)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十六条 [次の各号](#)の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 [第二条第一項](#)又は[第三項](#)の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

二 不正の手段により[第二条第一項](#)又は[第三項](#)の登録を受けた者

三 [第十二条第一項](#)の規定による命令に違反した者

第十七条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 [第九条第五項](#)の規定に違反して措置をとらなかつた者

二 [第九条第六項](#)の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者

三 [第十一条](#)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 [第十三条第一項](#)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 [第十三条第二項](#)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は[同項](#)の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(令二条例一四・一部改正)

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し[前二条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から三月間は、[第二条第一項](#)の登録を受けないで引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。  
(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)
- 3 [大分県使用料及び手数料条例](#)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
附 則(平成七年条例第三〇号)抄  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。  
附 則(平成九年条例第七号)  
この条例は、平成九年四月一日から施行する。  
附 則(平成二十四年条例第一七号)  
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。  
附 則(令和二年条例第一四号)  
(施行期日)
    - 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
    - 2 この条例の施行の際現に改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、この条例の施行の日以後最初に受ける更新の登録(改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(以下「新条例」という。)第二条第三項の更新の登録をいう。)の日の前日までの間は、新条例第九条第三項の規定は、適用しない。